

情報のページ

※今号の「情報のページ」は17～14頁です。

募集

違反屋外広告物除却協力員を募集

☎(260)5483 街づくり推進課

違反屋外広告物の除却活動をする協力員を募集します／**活動内容**▶2人以上のグループで、電柱、街灯、ガードレールなどに違法に表示された広告を除却(事前と事後に簡単な報告あり)／**登録期間**▶講習受講日～令和8年3/31(土)市内在住・在勤・在学の成人(5/31(金)(必着)までに、登録申請書をファクス(264)6105または郵送で〒242-8601市役所街づくり推進課へ。直接または市のホームページからも可。※同申請書は、同課、各学習センター、渋谷分室・各連絡所で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。※報酬はありません。

地域ブランド形成事業者を募集

☎(260)5134 産業活性化課

複数の事業者が連携して特色ある新たな地域ブランド商品・サービスを開発し、地域商業の活性化に取り組むための事業費を助成／**助成額**▶15万円以内(市内に店舗を有し、事業を営む2つ以上の事業者から成るグループ(1組(書類選考))5/31(金)までに申込用紙を直接市役所産業活性化課へ。詳しくは市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

「やまとアートシャベル」ボランティアを募集

☎(260)5222 文化振興課

市立小学校の児童を対象に、対話による美術鑑賞をサポートするボランティアを募集。基礎研修後に活動します(各)各市立小学校(対)18歳以上で、電子メールでの連絡が可能な人／**選考方法**▶書類選考、合同面談(6/24(月)(必着)までに、応募用紙と作文課題(応募動機、自己PR、「活動への期待と抱負」もしくは「体験会に参加した感想」)をファクス(263)2080また

は郵送で〒242-8601市役所文化振興課へ。直接または市のホームページから電子申請も可。応募用紙は、同課、各学習センターなどで配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます／**体験会**▶(5/28(火)、6/12(水)いずれも10:30～11:30・13:30～14:30(場)シリウス1階ギャラリー(問)不要。

お知らせ

5月は消費者月間

☎(260)5129 市民相談課

「デジタル時代に求められる消費者力とは」AIなどのデジタル技術が急速に進展する中、私たち消費者を取り巻く環境も大きく変化しており、利便性が増す一方、リスクも多様化しています。デジタル時代において、私たちが安全・安心で豊かな消費生活を送るためには、デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力が必要です。消費生活に関わる相談は、消費生活センターへお問い合わせください／**消費生活センター**▶(月)～(金)曜日9:30～12:00・13:00～16:00(祝日・年末年始を除く)(場)市役所市民相談課内(問)電話で同センター☎(260)5120へ。

5月は自転車マナーアップ強化月間

☎(260)5118 道路安全対策課

「自転車も のれば車の なかまいり」
「ヘルメット かぶるだけでも 救える命」
自転車は、車の仲間です。交通ルールを

守って安全に乗りましょう。道路交通法の改正により、すべての自転車利用者は乗車用ヘルメット着用が努力義務となっています。ヘルメット着用を習慣にしましょう。また、自転車の点検整備を実施するとともに損害賠償責任保険などへも加入しましょう。

5/5～11は「こどもまんなか児童福祉週間」

☎(260)5606 こども総務課

「すきなこと どんどんふやして おおきくなあれ」
子どもの健やかな成長について、家族や友人と考えてみませんか。

民生委員・児童委員の日活動強化週間

☎(260)5604 健康福祉総務課

5/12の「民生委員・児童委員の日」から1週間は「活動強化週間」です。近所の身近な相談相手である同委員の活動を広く知ってもらうため、大和市民まつりの出展ブースで、同委員が活動内容を説明し、質問に応じます(5/11(土)・12(日)10:00～15:00(場)引地台公園。

5/22に全国瞬時警報システムの全国一斉情報伝達試験を実施

☎(260)5777 危機管理課

当日は、市内全89か所の防災行政無線から「これはJアラートのテストです」という内容の放送が流れます。実際の災害発生などと間違えないようご注意ください(5/22(水)11:00頃。

6月の救命講習会

☎(260)5751 救急救命課



いずれも(場)市消防本部(対)市内在住・在勤者(定)各先着①16人・②～④12人(持)筆記用具、実技ができる服装で。④は昼食も(問)各締切日まで、市のホームページから電子申請で。



講習会名	日時	申込締切
①普通救命Ⅰ(実技)*	6/12(水)13:30～15:30	6/5(水)
②普通救命Ⅲ(講義、実技)	6/11(火)13:30～16:30	6/4(火)
③普通救命Ⅲ(実技)*	6/14(金)9:00～11:00	6/7(金)
④上級救命*	6/1(土)9:00～15:00	5/24(金)

※別途事前にウェブ講習が必要です。

6/1は「人権擁護委員の日」

☎(260)5175 国際・男女共同参画課

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する相談に応じています。「人権擁護委員の日」に合わせ、パネル展を開催します／**パネル展**▶(6/3(月)11:00～17:00(場)イオンモール大和1階ウォーターコート(下鶴間1-2-1)(問)不要／**特設人権相談**▶(6/3(月)10:00～16:00(場)市役所市民相談課(問)不要(国際・男女共同参画課に電話相談も可)。

市・県民税納税通知書などを送付

☎(260)5232 市民税課

市・県民税を毎月の給与からの差し引き(給与天引き)で納める人には、特別徴収税額決定通知書を5月中旬に勤務先へ送付します。個人で納める人には納税通知書を6月上旬に自宅へ送付します。なお、非課税の人には納税通知書を送付しません。※今年度分の所得(課税または非課税)証明書は6/1(土)から発行します。

新総合計画に関する市民意識調査結果

☎(260)5318 総合計画担当

市は、令和7年度から始まる新しい総合計画の策定を進めています。策定過程の一環として昨年12月、市民意識調査を実施しました／**調査方法**▶無作為抽出した16歳以上の市民5,000人に、大和市への愛着やまちづくりに関する満足度などの設問から成る調査票を送付。無記名回答／**調査結果**▶有効回答数1,950件、有効回答率は39.0%。詳細は、市のホームページで公開しているほか、市役所1階情報公開コーナー、ペテルギウス、各学習センター、各図書館で閲覧できます。

創業・経営なんでも相談会

☎(260)5135 産業活性化課

起業相談や経営者の経営相談(月)毎月第1火曜日9:00～10:30～13:00～(いずれも60分程度)(場)市役所第1分庁舎ほか(対)起業を考えている市内在住者、市内で事業を営む企業・個人事業主(定)各回先着1人(講)中小企業診断士(問)事前に同課へ電話連絡のうえ、開催日前週の月曜日までに市のホームページから申込書を送信。直接またはファクス(260)5138も可。※申込書は市役所同課で配布するほか、市のホームページからダウンロードもできます。

家族介護慰労金を支給

☎(260)5611 人生100年推進課

在宅で要介護の人を介護している家族の負担軽減を図るため、家族介護慰労金を支給しています(問)次のすべてに該当する65歳以上の人を、在宅で介護している家族(1)大和市に住居登録をして1年以上経過し、市内に居住している(入院日数は90日以内)、(2)市で定めた基準日から過去1年間、介護保険の要介護4または5と認定されており、介護保険のサービスを受けていない、(3)本人および同居の家族全員の市民税が非課税である。※詳しくはお問い合わせください。

自立相談窓口をご利用ください

☎(200)6177

大和市社会福祉協議会自立相談窓口

「離職などで経済的に困窮し、家賃が払えなくなりそう」という人は、住居確保給付金を受給できる可能性があります。ほかにも「何年も仕事をしていなくて、就職活動するのが不安」「毎月の家計が把握できなくて赤字ばかり」といった、仕事や生活

についての困りごとの相談に応じます。お気軽にご相談ください。周囲でお困りのかたがいたら、同窓口をご紹介します(月)～(金)曜日8:30～17:00(祝日・年末年始を除く)(場)市役所第2分庁舎大和市社会福祉協議会(問)経済的に困っている市内在住者(問)電話で同協議会窓口へ。※市の所管は生活支援課。

所得上限限度額を下回った場合は児童手当等の再申請を

☎(260)5608 こども総務課

6月分以降の児童手当は、令和6年度所得(同5年中の年間所得)で審査されます。現在、所得超過により児童手当を受給していない人は、改めて認定請求の手続きが必要になります。対象者は5/31(金)までに認定請求書を提出してください。詳しくは市のホームページをごらんください。※手続きが遅れた場合、手当の支給が受けられない月が発生することがあります。※対象になるか判断に迷う場合は、認定請求書をご提出ください。後日、結果を通知します。※今年10月分より所得制限廃止等の制度改正が予定されています。詳細が決まり次第、市のホームページなどでお知らせします。

未熟児養育医療費を助成

☎(260)5608 こども総務課

出生体重2,000g以下または強度のチアノーゼが続くなどの症状がある市内在住の1歳未満の子が、指定養育医療機関で入院医療を受けた場合、保険診療の自己負担分(食事療養費を含む)を給付します。申請方法など詳しくは、市のホームページをごらんになるか、お問い合わせください。

大和市は自主財源を確保するため、「広報やまと」に広告を掲載しています。

「広報やまと」に掲載する広告を随時募集しています。詳しくは市のホームページをごらんください。(問)広報課☎(260)5313